

新旧対照表

新	旧
<p>様式第二号 記載要領</p> <p>4 元請工事(発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、完成工事及び未成工事。以下同じ。)について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、完成工事高。以下同じ。)の合計額の概ね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する(令第1条の2第1項に規定する建設工事(以下「軽微な工事」という。))については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。</p> <p>9 共同企業体として施工した工事については、請負代金の額に共同企業体の出資割合を乗じた額(甲型)又は分担した工事額(乙型)を記載する。 また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、<u>会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、</u>その完成工事高を括弧書きで付記する。</p>	<p>様式第二号 記載要領</p> <p>4 元請工事(発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合には、完成工事高。以下同じ。)の合計額の概ね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する(令第1条の2第1項に規定する建設工事(以下「軽微な工事」という。))については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。</p> <p>9 共同企業体として施工した工事については、請負代金の額に共同企業体の出資割合を乗じた額(甲型)又は分担した工事額(乙型)を記載する。 また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記する。</p>

様式第15号

貸借対照表

令和 年 月 日現在

会社名

資産の部

I 流動資産	千円	千円
1 現金預金		
2 受取手形		
3 完成工事未収入金		
4 売掛金		
5 有価証券		
6 未成工事支出金		
7 材料貯蔵品		
8 販売用資産		
9 短期貸付金		
10 前払費用		
11		
12		
13		
14 その他		
貸倒引当金	△	
流動資産合計		
II 固定資産		
1 有形固定資産		
(1) 建物・構築物		
減価償却累計額	△	
(2) 機械・運搬具		
減価償却累計額	△	
(3) 工具器具・備品		
減価償却累計額	△	
(4) 土地		
(5) リース資産		
減価償却累計額	△	

様式第15号

貸借対照表

令和 年 月 日現在

会社名

資産の部

I 流動資産	千円	千円
1 現金預金		
2 受取手形		
3 完成工事未収入金		
4 売掛金		
5 有価証券		
6 未成工事支出金		
7 材料貯蔵品		
8 販売用資産		
9 短期貸付金		
10 前払費用		
11 繰延税金資産		
12		
13		
14 その他		
貸倒引当金	△	
流動資産合計		
II 固定資産		
1 有形固定資産		
(1) 建物・構築物		
減価償却累計額	△	
(2) 機械・運搬具		
減価償却累計額	△	
(3) 工具器具・備品		
減価償却累計額	△	
(4) 土地		
(5) リース資産		
減価償却累計額	△	

負債の部

I 流動負債	千円	千円
1 支払手形		
2 工事未払金		
3 買掛金		
4 短期借入金		
5 リース債務		
6 未払金		
7 未払消費税		
8 未払費用		
9 未払法人税等		
10 未成工事受入金		
11 預り金		
12 前受収益		
13 賞与引当金		
14 完成工事補修引当金		
15		
16		
17		
18 その他		
流動負債合計		
II 固定負債		
1 社債		
2 長期借入金		
3 リース債務		
4 繰延税金負債		
5 退職給与引当金		
6 負ののれん		
7		
8		
9 その他		
固定負債合計		
負債合計		

負債の部

I 流動負債	千円	千円
1 支払手形		
2 工事未払金		
3 買掛金		
4 短期借入金		
5 リース債務		
6 未払金		
7 未払消費税		
8 未払費用		
9 未払法人税等		
10 繰延税金負債		
11 未成工事受入金		
12 預り金		
13 前受収益		
14 賞与引当金		
15 完成工事補修引当金		
16		
17		
18 その他		
流動負債合計		
II 固定負債		
1 社債		
2 長期借入金		
3 リース債務		
4 繰延税金負債		
5 退職給与引当金		
6 負ののれん		
7		
8		
9 その他		
固定負債合計		
負債合計		

様式第17号の2

注 記 表

自 年 月 日 至 年 月 日

(会社名)

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(3) 引当金の計上基準

(4) 収益及び費用の計上基準

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

*該当箇所を□で囲んでください。
ただし、経営事項審査を申請する会社は、「税抜方式」又は「免税事業者につき税込」のいずれかでお願いします。

税抜方式 ・ 税込方式 ・ 免税事業者につき税込

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

3 会計方針の変更

4 表示方法の変更

4-2 会計上の見積り

5 会計上の見積りの変更

様式第17号の2

注 記 表

自 年 月 日 至 年 月 日

(会社名)

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(3) 引当金の計上基準

(4) 収益及び費用の計上基準

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

*該当箇所を□で囲んでください。
ただし、経営事項審査を申請する会社は、「税抜方式」又は「免税事業者につき税込」のいずれかでお願いします。

税抜方式 ・ 税込方式 ・ 免税事業者につき税込

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

3 会計方針の変更

4 表示方法の変更

5 会計上の見積りの変更

6 誤謬の訂正

6 誤謬の訂正

7 貸借対照表関係

- (1) 担保に供している資産及び担保付債務
①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

- (2) 保証債務、手形請求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
* 経営事項審査を申請する会社は、当該箇所記載義務の有無にかかわらず、
受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高について千円単位で必ず記載して下さい。

受取手形割引高： 千円
受取手形裏書譲渡高： 千円

- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額

- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 売上高のうち関係会社に対する部分

- (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

- (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高

- (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

7 貸借対照表関係

- (1) 担保に供している資産及び担保付債務
①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

- (2) 保証債務、手形請求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
* 経営事項審査を申請する会社は、当該箇所記載義務の有無にかかわらず、
受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高について千円単位で必ず記載して下さい。

受取手形割引高： 千円
受取手形裏書譲渡高： 千円

- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額

- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高

- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分

- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

- (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高

- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益親関係

18 その他

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他